



国際交流のひろば

vol.4

同じ星空の下で

ハワイ生まれの日系人の私は、幼いころから日本文化について多少なりとも知っていると思信していましたが、昨夏初めて、ある日本の伝統文化について知りました。それは「七夕」です。

最初、友人に「今日の夜、七夕祭に行かない?」と誘われたとき、私は意味がわからなくて、「“hanabata” (ハワイの方言:鼻バター、つまり鼻くその意味)に行く?」と聞き間違えてしまいました。その理由を説明したところ、友人は笑いながら、七夕(Star Festival)の天の川を隔てた恋人



出雲縁結び空港での“七夕まつり”の様子

こんにちは!
国際交流員のジェレミーです。
ハワイから来ました。



の伝説などについて教えてくれて、私の妙な誤解は解消できました。

七夕の星と言えば、「織姫」と「彦星」ですが、その二つの星はハワイ文化でも重要な役割を果たしています。昔のポリネシア人は、GPS(衛星測位システム)はもちろん、海図や羅針盤などさえ使わず、伝統的な天体や波、渡り鳥の観察といった技術から、位置と方向を推測して行き先を見つけ、ポリネシアからハワイまで約4,000km近く渡航しました。ハワイに伝わる伝説では、ハワイの先住民が、カウアイ島を発見した航海で、こと座のベガ星(日本語:織姫、ハワイ語:Keo)とわし座のアルタイル星(日本語:彦星、ハワイ語:Humumā)を目印にすることなしには、カウアイ島に上陸できなかつたと言われています。

私は、七夕祭で上がっては消える打ち上げ花火を觀賞しながら、日本の七夕で「織姫」と「彦星」が大切にされている話がふと浮かんできて、ハワイ文化と日本文化の似ている点についてもいろいろと考えさせられました。

国際交流員は、国際理解教育の場などに積極的に参加し、地域の国際化のために活動しています。
おたすね/国際交流室 ☎21-6576

みんなであそぼう公園のマナー

身近な公園は、子どもからお年寄りの方まで誰もが安心して過ごせる憩いの場です。お互いにマナーを守って、気持ち良く利用しましょう。

●ご遠慮ください

ごみ捨て
空き缶、紙くずなどは、必ず持ち帰りましょう。また、家庭ごみ・廃棄物は絶対に持ち込まないでください。

●犬の放し飼いは危険行為

犬を散歩する場合は、リードを付けましょう。また、犬のフンは、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。ゴルフの練習など、周囲に危険を及ぼす行為、騒音、行事などでの鳴り物の使用など、近所の人の迷惑になる行為を禁止しています。また、子どもや利用者が大勢いるところでの喫煙など他の利用者が嫌がる行為はやめましょう。

●ご注意ください

ボール遊び
公園利用者の迷惑になるような、また、周囲の家屋等にボールが飛び込むような危険なボール遊びはやめましょう。公園は原則、火気禁止です。一部の公園では可能ですが、事前に届出が必要です。専用の器具を使って、安全に行いましょう。また、灰やごみは必ず持ち帰り、きちんと片付けをしましょう。

●その他

・トイレや遊具など、公園の施設は大切に使用しましょう。
・大勢で公園を使うときや、グラウンドゴルフなどで公園を利用する場合は、あらかじめ届け出が必要です。詳しくは、都市計画課におたすねください。
・定期利用団体と一般利用者間でトラブルが発生しないよう、お互い譲り合って楽しく利用しましょう。

※届け出は、公園の優先利用を認めるものではありません。

おたすね/都市計画課 ☎216735



消費者トラブルが多発しています。 早めに相談してください。

最近、巧妙な手口の詐欺的な悪質商法が増加しています。

出雲市生活・消費相談センターでは、

消費者トラブルや暮らしの相談にお応えしています。相談には、専門資格を有する消費生活相談員が応じます。

疑問に思ったときには、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

〔最近の消費者トラブル事例〕

・ハガキやメールで、身に覚えのない代金の請求がきた。連絡しないと裁判になり、送料を差押えるなどと書いてある。(不当請求)

・「注文を受けた商品を送る。」と電話があり、注文した覚えがないので断ったが送られてきた。(送りつけ商法)

・通信販売(インターネットショッピング等)で商品を購入して代金を振り込んだが、注文品とは別のものが届いた。あるいは商品が届かない。(通販トラブル)

不審に思われたり、困ったときには、生活・消費相談センターに相談してください。

〔相談窓口〕

〔平日〕8時30分～17時15分

出雲市生活・消費相談センター

☎②6682

〔土曜・日曜・祝日〕

消費者ホットライン

☎0570-064-370



農耕トラクタ等の小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です。

- 乗用の農耕トラクタや田植え機、フォークリフトなどで小型特殊自動車に分類されるものは軽自動車税の対象となります。
- 該当する車両を所有している人(及び法人)は市に申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。 ※道路を走行する・しないにかかわらず課税対象となります。
- 軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車

区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用	農耕用以外
大きさ	制限なし	長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種類	農耕トラクタ、 農業用薬剤散布車、 コンバイン、 田植機(乗用) 等 	ショベル・ローダ、 ロード・ローラ、 フォークリフト、 ホイールキャリア 等 
(平成26年度) 税額 課税基準日:4月1日	1,900円	5,600円

○申告受付・標識交付場所 市民税課または各支所税務担当課

○申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・車名(メーカー名)、形式、車台番号(農耕作業用の場合は製造番号)、排気量がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書

おたずね/市民税課 ☎21-6703